

答 申 第 50 号
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年1月27日付けR3教学相第475号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第59号

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第9号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月9日付(〇〇〇〇第9号)個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実(真実)と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月9日付(〇〇〇〇第11号)個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『教員による児童等の行為は、法律上のいじめに該当しない』旨主張であるが、これまでに体罰の禁止や、体罰はいじめを誘発することを申立ててきた。このことについては、国の定めに記載がある。また、当該事案は、教員によるいじめ(体罰)後、噂となり吹聴いじめが発生している事案である。このことについては、〇〇一人だけやられた事実を、教育長が認める事実認識として回答しているのである。さらに、教

員によるいじめ（体罰）は少なくとも3度は行われている。実際に、このことが噂となり吹聴いじめが発生しているのである。このことは社会通念に照らし合わせても容易に解釈できることである。さらに、2年次〇月より心療内科等に通院している事実については、少なくとも学校側に（学校長と氏にも）は伝えてあったし、欠席理由欄にも通院との記載がある。当方では欠席の理由について、『通院する』旨事実を包み隠さず伝えている。また、γ教頭は、平成〇年〇月〇日直接の面談において、『いじめの重大事案は生徒に該当するものであって、教師には該当しない』等と言い放ち、それ以後1年半に渡り、対応を怠ってきた。教員によるいじめ（体罰）事案を放置してきたのである。その上、γ教頭は、学校長や市教委に対しても自分もいじめ（体罰）の加害者であることを未だに報告を行っていない。α教諭によると、不適切な学級だよりを配付することを勧めたのはγ教頭だったそうである。当方がγ教頭にも直接確認したが、『外部に配付するものについては全て目を通してあります』『学級だよりも良いものだと言われて印を押しました』等と答えている。明らかにいじめ（体罰）に加担している様子が読み取れるものである旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第11号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月18日付（〇〇〇〇第15号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月18日付（〇〇〇〇第15号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (4) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月18日付（〇〇〇〇第16号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月18日付（〇〇〇〇第16号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 50 号
(諮問第 59 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(4)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 3 月 29 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 9 号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 9 号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (2) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成 31 年 1 月 9 日付（〇〇〇〇第 11 号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。『教員による児童等の行為は、法律上のいじめに該当しない』旨主張であるが、これまでに体罰の禁止や、体罰はいじめを誘発することを申立ててきた。このことについては、国の定めに記載がある。また、当該事案は、教員によるいじめ（体罰）後、噂となり吹聴いじめが発生している事案である。このことについては、〇〇一人だけやられた事実を、教育長が認める事実認識として回答しているのである。さらに、教員によるいじめ（体罰）は少なくとも 3 度は行われている。実際に、このことが噂となり吹聴いじめが発生しているのである。このことは社会通念に照らし合わせても容易に解釈できることである。さらに、2 年次〇月より心療内科等に通院している事実については、少なくとも学校側に（学校長と氏にも）は伝えてあったし、欠席理由欄にも通院との記載がある。当方では欠席の理由について、『通院する』旨事実を包み隠さず伝えている。また、γ教頭は、平成〇年〇月〇日直接の面談において、『いじめの重大事案は生徒に該当するものであって、教師には該当しない』等と言い放ち、それ以後 1 年半に渡り、対応を

怠ってきた。教員によるいじめ（体罰）事案を放置してきたのである。その上、γ教頭は、学校長や市教委に対しても自分もいじめ（体罰）の加害者であることを未だに報告を行っていない。α教諭によると、不適切な学級だよりを配付することを勧めたのはγ教頭だったそうである。当方がγ教頭にも直接確認したが、『外部に配付するものについては全て目を通してあります』『学級だよりも良いものだと言われ印を押しました』等と答えている。明らかにいじめ（体罰）に加担している様子が読み取れるものである旨と当方では客観的事実証明を付して挿入を求めているのである。上記のことや、平成31年1月9日付（〇〇〇〇第11号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (3) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月18日付（〇〇〇〇第15号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月18日付（〇〇〇〇第15号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (4) 「仙台市教育委員会は、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』を開示している。その開示文書を読むと、事実（真実）と異なる記載が多くある。そのため、当方では、平成31年1月18日付（〇〇〇〇第16号）個人情報訂正請求書にある通り、客観的事実証明を付して訂正を求めている。平成31年1月18日付（〇〇〇〇第16号）個人情報訂正請求書『訂正を求める内容』に記載があること等について、その後に行われた、『聴取結果』及び『調査結果』等に係る、既に開示がされている『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』と『〇月〇日付文書 事実関係 対照表』以外の、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）及び「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）には事実と異なる記載が多くあるため、請求人側は、その主張が真実であることを示した客観的事実証明を提出したうえで別途個人情報訂正請求を行っており、また、請求人の父はこ

これらの事案について問い合わせを再三行っている。実施機関がこれらを受けて事情聴取等を行い、その記録を残すことは教職員として当然の業務である。

- (2) 実施機関は「教員による児童等への行為は、法律上のいじめには該当しない」と主張しているが、配慮に欠けた年賀状の送付、配慮に欠けた学級だよりの配布及び道徳の授業において担任教諭が「請求人の分は除いてよい」と指示したことは教員によるいじめ（体罰）であり、これにより吹聴いじめが発生していることを請求人側は何度も申し立てている。また、請求人はこのことが原因で精神的に大きなダメージを受け心療内科等に通院することとなったうえ長期の不登校となったことから、社会通念に照らして考えても、実施機関はこのことについて事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。
- (3) 請求人側は、請求人が2年次〇月より心療内科等に通院している事実について学校側に包み隠さず伝えていたが、当時の〇〇中学校の教頭は教員のいじめ（体罰）を放置した。また、担任教諭によると、不適切な学級だよりを配付することを勧めたのは教頭であるとのことである。これらのことから、教頭が職務怠慢・職務放棄やいじめ（体罰）への加担を行ったことは明らかであるため、実施機関が事情聴取等を行い、記録を残しているはずである。
- (4) 個人情報訂正請求書に記載のある事案（担任教諭によるいじめ行為、これにより吹聴いじめが発生したこと、教頭の職務怠慢・職務放棄及びいじめ行為への加担、学校が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付手続きを怠ったこと並びに学校は個別の指導計画を作成する義務があり、請求人側は平成〇年〇月下旬頃から作成を求めていたにも関わらず、個別の指導計画を作成しなかったこと）は確実に「懲戒規定に該当の案件」であり、社会通念に照らして考えても、実施機関は事情聴取等を行い、その記録を作成したはずである。
- (5) 請求人が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないので、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 個人情報訂正請求を受けた実施機関の対応について

請求人が行った訂正請求は、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）及び「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を対象としたものである。

これらの文書は、いずれも、過去に請求者側から提出された要望書等への回答にあたり、当時の〇〇中学校の事実認識や対応状況を整理するために同校の教員からの聴き取りを基に作成した文書であって、回答書の作成により実施機関として既に当該文書の利用目的を達成しており、既に回答を送付した後になって当該個人情報を訂正することは対象個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであることから、いずれの訂正請求に対しても非訂正の決定を行った。

また、訂正請求に係る各事案に対する実施機関の対応は以下の①から③のとおりである。

① 担任教諭によるいじめ行為及びこれにより発生した吹聴いじめ並びに教頭の職務怠慢・職務放棄及びいじめ行為への加担について（対象個人情報のうち2(2)関係）

いじめ防止対策推進法は、第2条において、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。教員による行為は同法上のいじめには該当しない。

請求人は、担任教諭による不適切な指導により吹聴いじめが発生したと主張しているが、実施機関は「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）及び「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）のとおり聴き取り調査を行っており、当該調査において担任教諭の不適切な指導による吹聴いじめの発生は確認できなかったこと、また、請求人の在学時に訴えもなかったことから、そのような事実はないと認識している。なお、当該調査の結果については、「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号6）及び「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）により既に請求人側に対し回答している。

また、請求人は、教頭が担任教諭による不適切な指導を放置し、明らかに職務怠慢・職務放棄を行っていたうえに、担任教諭に不適切な学級だよりの配布を勧めるなど不適切な指導に加担したと主張している。実施機関は、上記の調査により、担任教諭による不適切な指導について学校側は関係教員に聴き取りのうえ請求人側に謝罪する等適切に対応を行っていること、教頭が担任教諭の不適切な指導に加担した事实在存在しないことを確認しており、請求人が主張するような事実はないと認識している。

いずれの事案についても、請求人の父からの訴えを受けて行った聴き取り調査により、事实在存在しないことを確認しており、また、その後請求人の父から繰り返し行われた申立において、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）での回答以降、これらの事案に係る「聴取」及び「調査」等は実施していない。

なお、これら4通の文書については、本請求を受ける前に行われた請求人からの請求に基づき、既に請求人に対して開示している。

② 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について（対象個人情報のうち2(1)関係）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、児童生徒が学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度である。支給申請は、学校の設置者（市教育委員会）を経由して行うこととされている。申請者（保護者）は医療機関等が作成した医療費の証明書類を学校に提出し、学校は当該証明書類と事故の発生状況の報告書を設置者に提出する。その後、設置者が独立行政法人日本スポーツ振興センターにこれらの情報を基に申請を行うこととなっている。

請求人の父は、〇〇中学校及び市教育委員会に対して、平成〇年〇月〇日付けで請求

人の兄及びその家族が要した治療費と通院費の賠償を求める文書を送付し、その後複数回にわたって、請求人の疾病についても日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象に該当するとして同様に手続きを進めてほしいと要望している。平成〇年〇月〇日には、請求人の医療費及び医療機関までの交通費を一覧形式でまとめた文書と、請求人の疾病は学校管理下の事故が原因であると主張する文書が送付されたが、これは、請求人の疾病は学校管理下の事故が原因であるという請求人の父の主張を一方的に述べたものであり、医学的な判断を示す診断書や、医療機関及び交通機関が発行した領収書といった、給付対象であると判断するに足りるものではなかった。

このことに加え、実施機関は、請求人側からの文書を受け「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付け学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）のとおりこれまでの経過を確認したが、請求人の疾病は当該制度の定める学校管理下の事故が原因ではないと判断したことから、当該制度の給付対象外であるとして、支給申請を行わなかった。

本件については請求人側からその後も再三要望や苦情が寄せられたが、支給対象であることを証明するに足りる文書の提出や説明はなかったことから、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）での回答以降、改めての「聴取」及び「調査」は実施していない。

③ 個別の指導計画について（対象個人情報のうち 2 (3) 及び (4) 関係）

個別の指導計画は、当時、特別支援教育対象の児童生徒に対して作成されるものであって、請求人はその対象ではなく作成の義務はなかった。なお、学校側は、請求人の父の要望を受け、より良い学習支援を進めるための任意資料として個別の指導計画を作成したうえで、請求人側に対し既に提示している。

請求人は、「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」（開示資料番号 96）及び「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号 6）に記載があるとおり、教育長が〇〇中学校に対して「気持ちに寄り添い、組織として丁寧に対応するよう指導している」のだから、学校側は個別の指導計画を作成する義務があったはずであると主張している。これらの指導は、請求人の父からの様々な主張を踏まえ、請求人への対応についての基本方針を示したものであり、個別の指導計画を作成するよう具体的に指示したのではなく、これらの指導によって個別の指導計画の作成が義務づけられたとはいえない。

また、個別の指導計画の作成を要望したのは、請求人は平成〇年〇月下旬及び同年〇月頃からとしているが、実施機関は、「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付け学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）の通番 28 番から 31 番までの「事実認識」欄のとおり、平成〇年〇月と認識している。請求人の父からは、個別の指導計画の作成を要望した時期について記載した文書が再三送付されたが、主張している具体的な時期が文書によって異なっている等、改めての「聴取」及び「調査」等の必要性を認めるに足りるものではなかったことから、当該事案について「聴取」及び「調査」は実施していない。

(2) 結論

上記(1)で述べたとおり、訂正請求書において請求人が主張する各事案について、改めての「聴取」及び「調査」の必要性が認められなかったことに加え、請求人側が訂正を求めている内容が対象個人情報の利用目的の範囲を超え、訂正を行えないことは明らかであることから、いずれの訂正請求を受けた後においても請求人の主張する事案について新たな「聴取」及び「調査」等を行っていない。したがって、請求に係る個人情報を記載した公文書は、既に開示したもの以外に作成しておらず不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。
- (2) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよりにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (3) 平成〇年〇月〇日及び同年〇年〇月付けで、請求人の父から、同じ〇〇中学校に通学していた請求人の兄について、生徒によるいじめを受けたとして、カウンセリング・病院の治療費及び通院費の請求、前校長、現校長及び教頭による謝罪の要求、並びに個別配慮を要望する2通の文書が提出された。これらの文書には、請求人も不登校状態であるとして、特別の配慮を要望する旨の記載があった。これを受け教育相談課は「平成〇年〇月〇日付け教育長名の文書」（開示資料番号96）により回答を行い、当該回答書には、請求人について「気持ちに寄り添いながら、引き続き組織として丁寧に対応するよう学校に対し指導いたしました」と記載した。
- (4) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から担任教諭の請求人への対応等について事実関係の調査及び謝罪等を求める文書が提出された。これを受け〇〇中学校は、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課では、この報告を基に「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号6）により請求人の父に対し回答を行い、当該回答書には、担任教諭による不適切な指導については謝罪済みであること、教頭について信用失墜行為に該当するような行為は確認できなかったこと、〇〇中学校に対しては「気持ちに寄り添い、組織として丁寧に対応するよう、継続して指導している」ことを記載した。
- (5) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、個別の指導計画等の作成と今後の成績についての配慮等を平成〇年〇月末ごろから頻繁に訴えてきたが、教頭はこれを放置したとして、前校長、現校長及び教頭による謝罪を要求する文書が送付された。これを受け〇〇中学校

は「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 92）により回答を行い、当該回答書には、個別の指導計画は、特別支援教育対象の児童生徒に対して作成されるものであり、請求人がこれに該当するものとは認識していない旨を記載した。その後、平成〇年〇月から平成〇年〇月にかけて、請求人の父から個別の指導計画の作成を要望した時期について記載した文書が送付された。なお、主張している具体的な時期は文書によって異なり、平成〇年〇月〇日付け文書においては平成〇年〇月末ごろ、平成〇年〇月〇日付け文書においては平成〇年〇月末ごろ、平成〇年〇月〇日付け文書においては平成〇年度としている。

- (6) 平成〇年〇月〇日付けで、請求人の父から、担任教諭によるいじめ（上記(1)及び(2)の事案）について、教頭がいじめの重大事態としての対応を怠ったとして、これは職務怠慢・職務放棄に該当すること、当該事案は学校管理下の事故であるため日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるはずであることを主張する文書が送付された。これを受け〇〇中学校は、回答書の作成のため、請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した。当該文書には、学校側の事実認識として、「教員による児童等への行為は、いじめ防止対策推進法上のいじめには該当しない」こと、「教員によるいじめを前提とした請求人の父の主張は失当であり、教頭の対応に職務怠慢・職務放棄に該当するものはないと考えている」こと、「請求人の疾病について学校ではその詳細を把握しておらず、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付対象であるとは判断できない」ことを記載した。その後これを基に作成した「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）により請求人の父及び母に対し回答したが、当該文書には「これまでの経過から、請求人の疾病は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の定める学校管理下の事故が原因であるとは認識していないため、支給申請をすべきであるという要望には応じられない」旨を記載した。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関する全ての記録を確認した。

ウ ○○中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 59 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 1. 24	・ 諮問を受けた
4. 1. 27	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
4. 2. 25 ～ 4. 2. 14	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った